

公 告 第 50 号
令和 8 年 10 月 2 日

契約担当官
航空自衛隊第 1 1 飛行教育団
会計隊長 杉山 貴啓

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約心得並びに契約条項（以下「契約条項等」という。）を熟知のうえ参加されたい。

記

- 1 入札方式：一般競争入札
- 2 入札日時：令和8年10月15日（木）10時00分
- 3 入札場所：静岡県焼津市上小杉1602 航空自衛隊静浜基地 厚生センター1 F ロビー
- 4 参加資格：
 - (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)において「役務の提供等」の資格を有する者であつて「東海・北陸」地域及び「D」等級以上に格付けされた者。
 - (3) 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。
- 5 入札方法：落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 保証金：
 - (1) 入札保証金……予決令第77条第2号により免除
 - (2) 契約保証金……予決令第100条の3第3号により免除
- 7 入札の無効：第4項の参加資格のない者の入札及び入札に関する条件に反した入札は無効とする。
- 8 契約書等作成の有無：有
- 9 契約条項等を示す場所：航空自衛隊静浜基地会計隊事務室
- 10 説明会：無
- 11 落札決定方式：総額決定
- 12 契約方法：確定契約
- 13 入札に付する事項

品 名 (件 名)	規 格	単位	数量	履 行 場 所	履 行 期 間
漏油検知器等交換	仕様書のとおり	式	1	航空自衛隊静浜基地	契約締結日 ～ 令和9年3月31日

- 14 そ の 他：
 - (1) 本入札に参加を希望する者は、入札開始前日までにその旨を「問い合わせ先」担当者に連絡するとともに「資格審査結果通知書」の写しを提出すること。（FAX可）
 - (2) 入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。
 - (3) 第6項第1号の入札保証金の納付を免除した場合においても、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額（落札価格の100分の5以上）を徴収する。
 - (4) 代理人が入札に参加する場合は、委任状を持参すること。
 - (5) 郵送等による入札を可とする。入札書提出期限は入札期日の前日（平日）とし、郵送等をした旨を事前に「問い合わせ先」担当者に連絡するものとする。また、郵送等による場合は、封筒の表に入札件名を記載するものとする。
なお、入札金額が同価の場合、抽選する際には予決令第83条第2項により入札事務に係る無しの者がくじを引くものとする。
- 15 問い合わせ先：本書記載事項の詳細については、会計隊担当者まで照会されたい。
〒421-0293 静岡県焼津市上小杉1602
航空自衛隊第11飛行教育団基地業務群会計隊契約班
電 話：054-622-1234(内線：287, 332)
FAX：054-662-1452

航空自衛隊仕様書				
仕様書の 種類	内容による分類	役 務 仕 様 書		
	性質による分類	個 別 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号		
品 名 又は 件 名	漏油検知器等交換	静基LPS-R000030		
		承 認	令和8年 9月29日	
		作 成	令和8年 9月 7日	
		改 正	令和 年 月 日	
			令和 年 月 日	
		作成部 隊等名	第11飛行教育団施設隊	

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊静浜基地における漏油検知器等交換について適用する。

1.2 用語及び定義

本仕様書に用いる主な用語及び定義は、引用文書による。

1.3 引用文書等

本仕様書に引用する次の文書は、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- 消防法（昭和23年法律第186号）
- 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（自治省告示第99号昭和49年5月1日）
- 営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房庁官営繕部整備課）
- その他関係法令，上記の下位諸法令及び地方公共団体等の関係各条例並びに規則類

2 役務に関する要求

2.1 履行場所

航空自衛隊静浜基地（細部は、調達要領指定書による。）

2.2 履行期間

調達要領指定書による。

2.3 役務内容

- 本仕様書，調達要領指定書及び法令等に基づき，航空自衛隊静浜基地に設置されている漏油検知器等の交換を行う。
- 作業の実施に当たっては，次の事項を遵守するものとする。
 - 関係法令等を遵守し，作業に当たるものとする。
 - 作業順序は，監督官の指示に従うものとする。
 - 本役務に使用する資器材及び消耗品は，請負業者が準備するものとする。
 - 設置後は，試運転を実施し，機器の作動状況を確認するものとする。
 - 作業中に不具合を発見した場合は，直ちに監督官に報告し，適切な措置を講ずるものとする。

件 名	漏油検知器等交換
-----	----------

- 6) 基地からの電気、水道等の供給を受けたい場合は、監督官と協議するものとし、請負業者負担とする。
- 7) 発生材については、金属類以外は場外処分とする。
- 8) 発生材の運搬は、請負業者が実施するものとする。また、金属類は計量し、監督官の指示した場所に集積するものとする。

3 品質保証

3.1 監督・検査

- a) 各建物への移動及び執務室等への出入りは、原則として監督官立会いのもと行うものとする。
- b) 請負業者は、現場代理人を定め監督官へ通知するものとする。
- c) 使用材料は、搬入時に監督官の材料検査を受けるものとする。
- d) 完了検査は、監督官の指示に従い請負業者立会いのもと検査官の確認を受けるものとする。

3.2 保証

作業中に不具合が発生し、その原因が請負業者の責任によると認められた場合、請負業者は無償で適切な処置を行うものとする。ただし、責任の判断は、官側と協議のうえ決定するものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

本役務に必要な次の書類は、監督官の指示する様式により、指定した期日までに提出するものとする。

- a) 着手届
- b) 現場代理人及び主任技術者設定通知書（略歴書共）
- c) 役務日程表
- d) 使用材料承認願書（製品仕様書等添付）
- e) 役務写真
写真の撮り方は、営繕工事写真撮影要領を基準とする。
- f) 完了通知及び完了検査願
- g) その他監督官が指示する書類

4.2 秘密保全

- a) 本役務契約により知り得た自衛隊及び基地に関する情報は、他に漏洩及び転用してはならない。
- b) 基地内への立入り（入出門の手続き等）及び基地内での行動は、航空自衛隊静浜基地諸規則及び監督官の指示に従うものとする。
- c) 携帯型情報通信・記録機器を持ち込む場合又は使用する場合は、監督官の指示に従い適切な保全処置を行うものとする。
- d) 書類の作成を行うパソコン等は、情報の流出防止に万全を期するため、ファイル交換ソフトをインストールしていないものを使用するものとする。

件 名	漏油検知器等交換
-----	----------

4.3 安全管理

- a) 現場代理人は、作業場所の整理整頓に心掛け、火災及び安全管理並びに盗難等の事故防止に万全を期するものとする。
- b) 基地内の既存施設の保護に十分注意を払い、故意又は過失により破損した場合は請負業者の負担において原状に復旧するものとする。

4.4 疑義

仕様書等に定められた内容に疑義が生じた場合、仕様書等によることが困難若しくは不具合が生じた場合は、監督官と協議するものとする。

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調達要求番号	施－３９
	調達要求年月日	令和８年 ９月２９日
	作 成 部 課	第１１飛行教育団施設隊
	作 成 年 月 日	令和８年 ９月 ７日
品 名	漏油検知器等交換	
仕 様 書 番 号	静基ＬＰＳ－Ｒ００００３０	

指定事項：		
2.1 履行場所		
作業場所は、図１～図４のとおりとする。		
2.2 履行期間		
契約締結日～令和９年３月３１日		
2.3 役務内容		
a)		
1) 交換機器等の詳細については、表１による。		
表１－交換機器等		
既 設 機 器		数 量
(1) 漏油検知器 NAR300 (防爆仕様) (中継器共)		1 台
(2) ボックス SUS W200 mm×D110 mm×H200 mm		1 個
(3) フレキ MEF－16F (30 cm)		1 本
(4) ボックスコネクター (ストレート) BCG－16		2 個
2) 新設のフレキについては、40cm とする。		
3) 新設のボックスについては、底部に水抜きプラグを取り付けるものとする。		
4) 交換機器は全て防爆仕様とし、防爆措置を確実に行うものとする。		
5) 使用燃料については、J E T A－１とする。		
6) 請負業者は、役務への着手、履行及び完了に当たり、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出等を遅滞なく行うものとする。		
なお、届出内容については、あらかじめ監督官に確認を受けるものとする。		

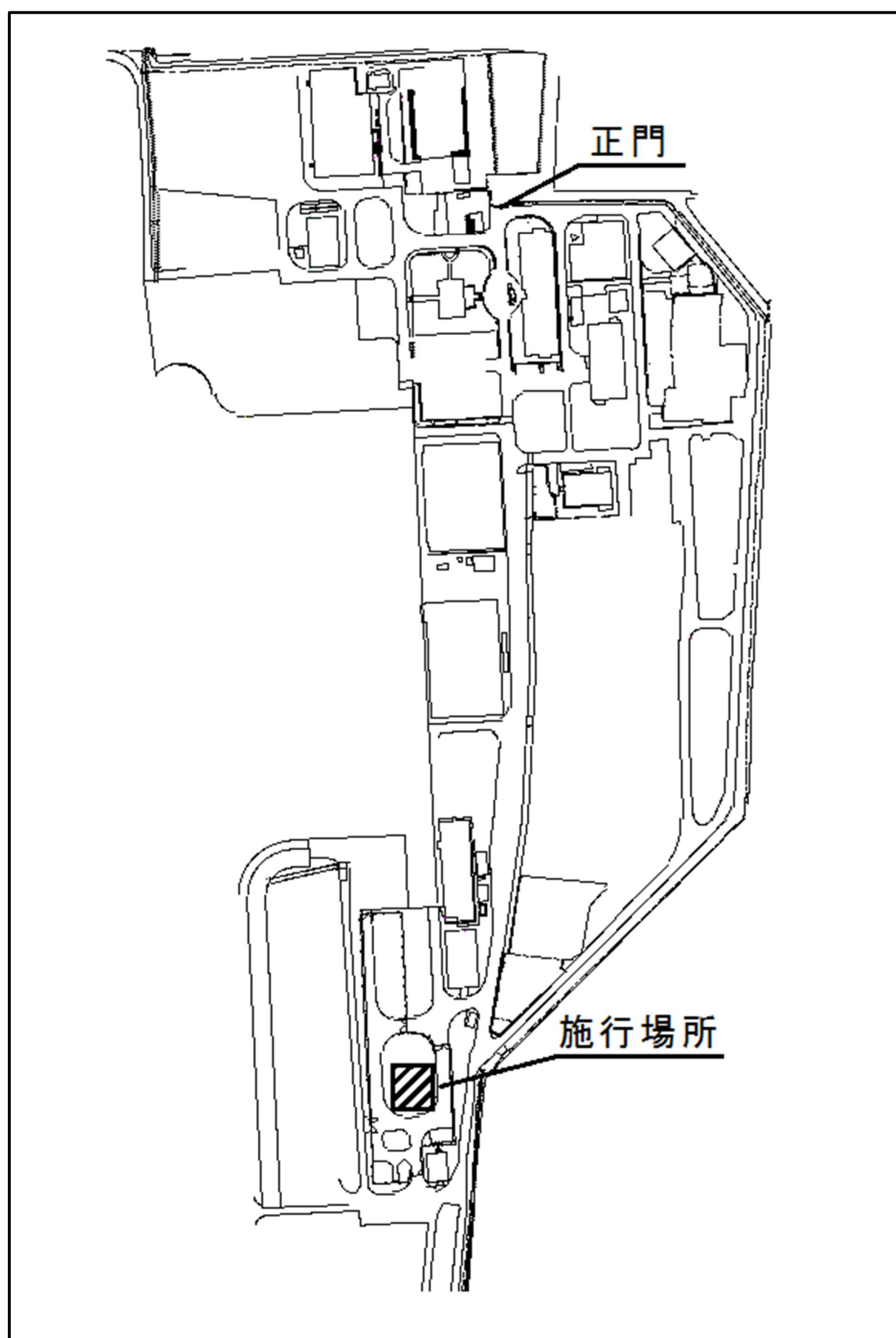


図1－案内図

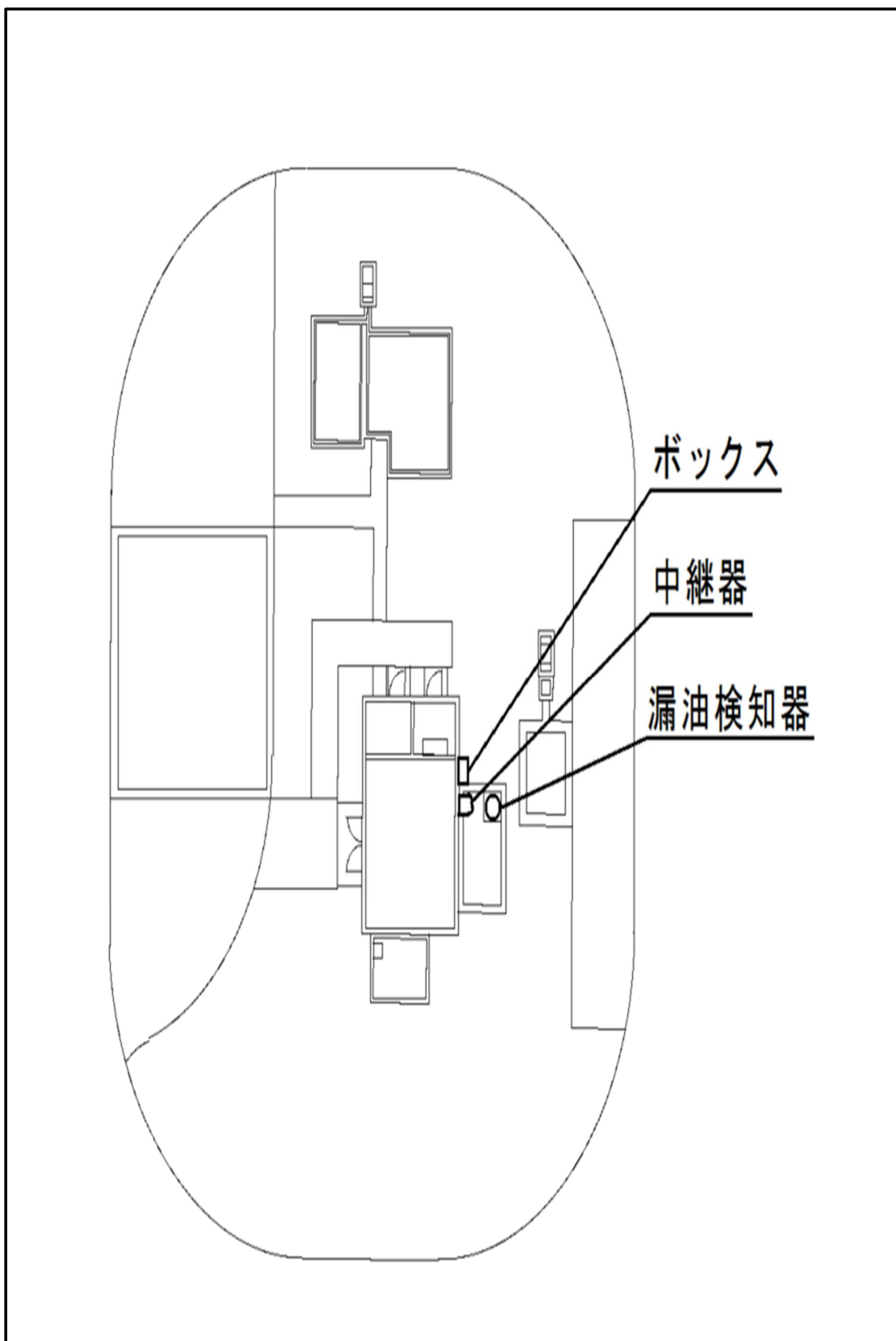


図 2 ー 配置図

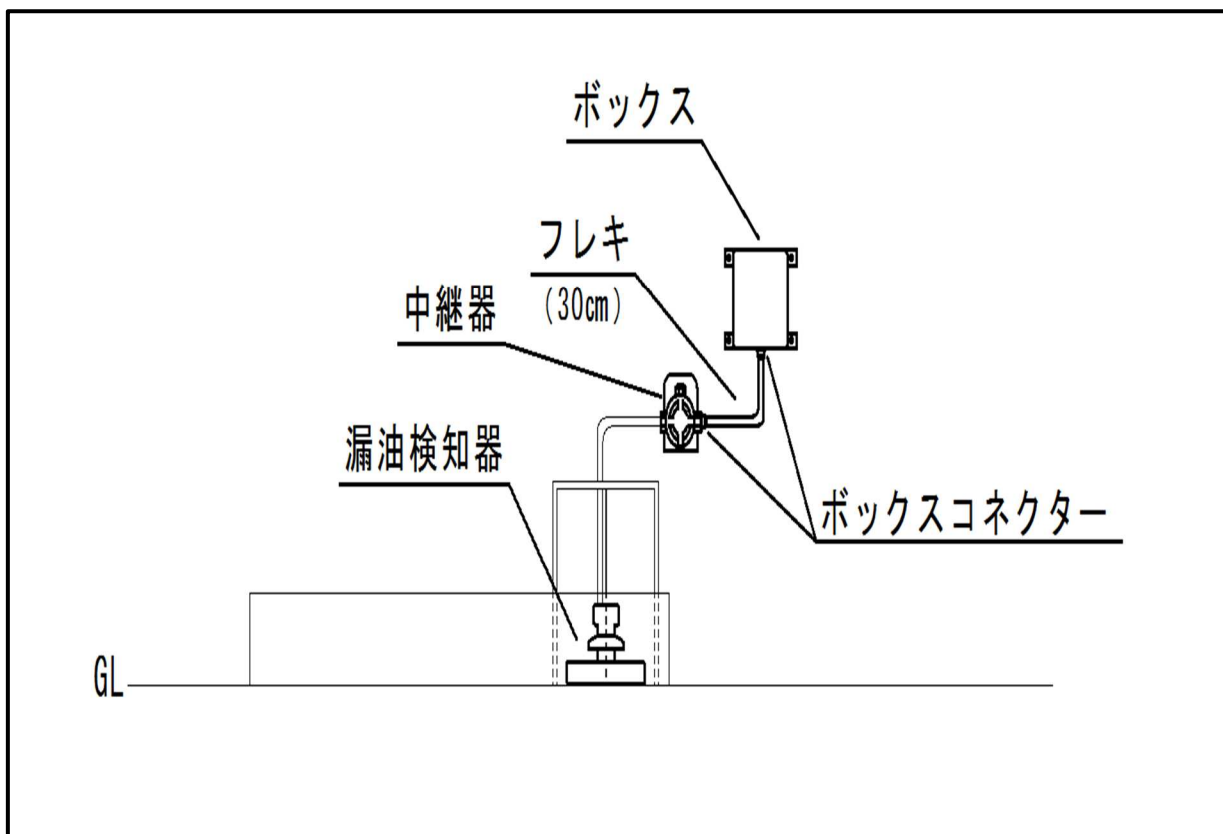


図 3 ー 既設配置図

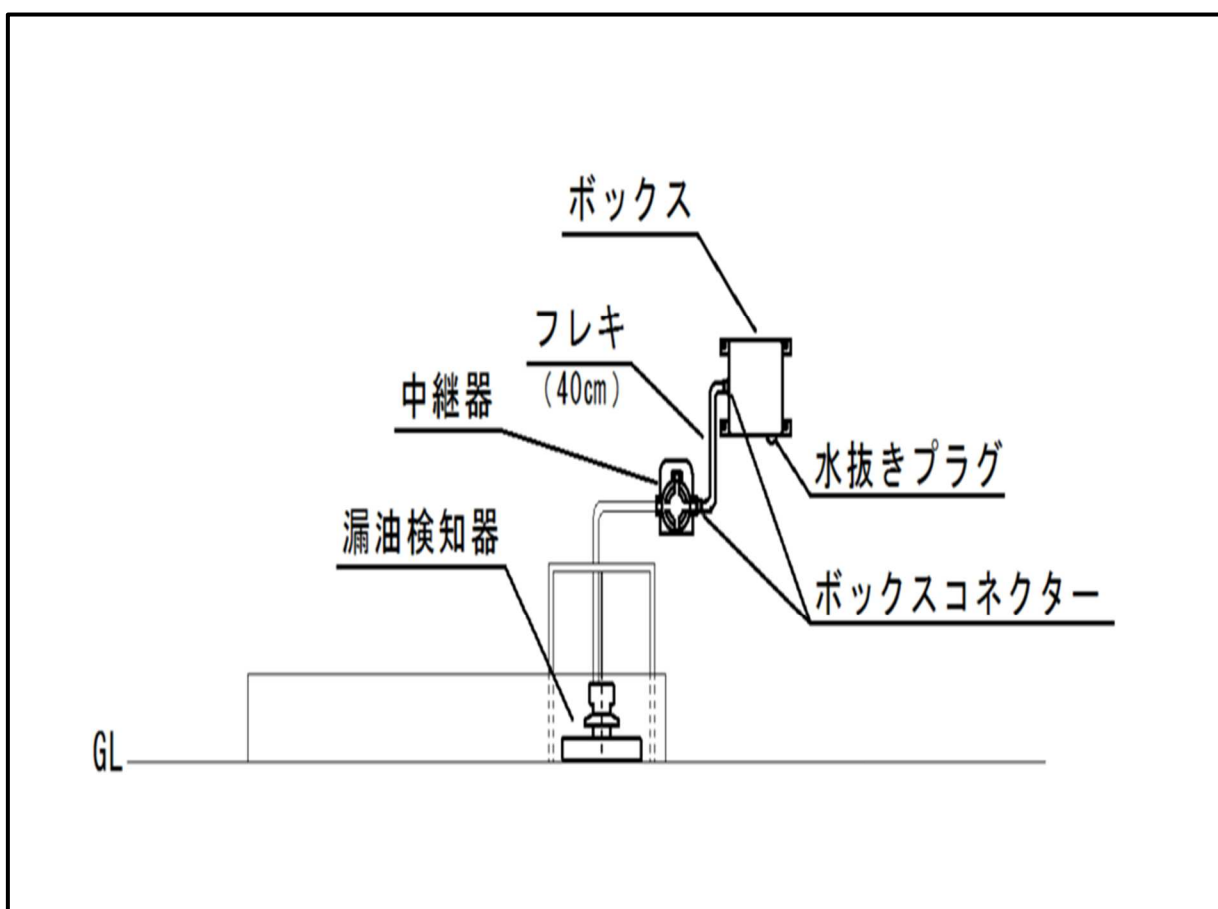


図 4 ー 新設配置図

入 札 書

令和8年10月15日

契約担当官
航空自衛隊第11飛行教育団
会計隊長 杉山 貴啓 殿

申 込 者 住 所
会 社 名
代表者職位氏名

履 行 期 間	契約締結日 ～ 令和9年3月31日	履 行 場 所		航空自衛隊静浜基地		
件 名	規 格 同等品可(他社製品含む)	単位	数量	単 価	金 額	備 考
漏油検知器等交換	仕様書のとおり	式	1			
	以下余白					
入札金額 ￥ _____ (税抜)						
備 考: 貴通知・公告に対して、入札心得・契約条項等承知の上、上記のとおり提出します。						

委任状

下記入札につき
を代理人と定め、入札及び見積に関する一切の権限を委任致します。

記

品 名 （ 件 名 ） : 漏油検知器等交換

履 行 期 間 : 契約締結日 ～令和9年3月31日

令和8年10月15日

契約担当官
航空自衛隊第11飛行教育団
会計隊長 杉山 貴啓

申 込 者 住 所

会 社 名

代表者職位氏名